⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成20年度以降に、１級河川において次の㋐又は㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

代表者以外の構成員については、平成20年度以降に、１級河川において次の㋒又は㋓の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、次の㋐から㋓の工事については、鋼矢板を用いた二重締切を伴う工事とする。

㋐　河川管理施設等構造令（以下「構造令」という）第６章に規定する水門で１門の最大径間長が10m以上の工事。

㋑　構造令第６章に規定する堤防を横過して設置された継手を有する樋門又は樋管で、１連の内空断面積が10㎡以上の工事。

㋒　構造令第６章に規定する水門の工事。

㋓　構造令第６章に規定する堤防を横過して設置された継手を有する樋門又は樋管で、１連の内空断面積が１㎡以上の工事。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成20年度以降に、申請書及び資料の提出期限日までに完成し、引渡しが済んでいる６⑸イに掲げる要件を満たす工事を元請として施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、石狩川改修工事の内北村遊水地排水門工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年４月５日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

尾田　進

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　ハローワークシステムシステム等に係るシステム部門支援業務一式（令和６年度以降）

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年４月27日午後５時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室システム企画係　面髙五三六、吉田　笑夢、森　　健　電話03―3920―3311（内線251、252、519）

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和５年４月５日午前10時から令和５年４月27日午後５時まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : support of project Management for the Hellowork-system (beginning of mission in the 2024 fiscal year), 1 set.

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM, 27 April, 2023

⑷　Contact point for the notice : Isamu Omodaka, Emu Yoshida, Tatsuki Mori, Labour Market Center Operation Office, Employment Security Bureau, Ministry of Health Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii, Nerima-ku, Tokyo, 177―0044, Japan, TEL : 03―3920―3311 ex. 251, 252, 519

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年４月５日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

尾田　進

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　職業紹介業務及び雇用保険業務におけるマイナンバーカード受付システムの運用・保守及びクラウドサービス利用一式（令和６年度以降）

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年４月27日午後５時（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室システム企画係　面髙五三六、吉田　笑夢、森　　健　電話03―3920―3311（内線251、252、519）

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和５年４月５日午前10時から令和５年４月27日午後５時まで

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Operation and maintenance of Individual Number Card reception system and cloud service usage in Job Placement and employment insurance (beginning of mission in the 2024 fiscal year), 1 set.